

目次

- さむーい冬の省エネ対策
- 建物点検コーナー
- あなたの施設を自己診断、省エネ等に活用を
- 公共建築相談窓口について
- 営繕事務所だより (熊本営繕事務所)

さむーい冬の省エネ対策

～温室効果ガス削減計画達成のために～



秋から冬へと季節が移り変わろうとしています。
地球温暖化対策政府実行計画では、平成18年度の温室効果ガス排出量を平成13年度比で7%削減することとなっています。あなたの施設のエネルギー使用量の現況把握は出来ていますか？取組体制は構築されていますか？残り5ヶ月で達成可能ですか？
これからの暖房運転が鍵となります。今回、さむーい冬に簡単にできる省エネルギー対策のポイントをまとめてみましたので紹介します。



ウオームビズで

冬は「ウオームビズ」で！
冬は暖房に頼りすぎないで、衣服で調節しましょう。上着を着ることで、体感温度を約2℃調節することが可能です。



暖房設定温度を20℃以下で

室内の温度が20℃より高ければ暖房の運転をしない。20℃を下回り、暖房運転する場合は、温度設定を20℃以下にしましょう。



未使用時の部屋は暖房しない

使用していない会議室など、暖房のつけっぱなしにならないようスイッチを切りましょう。

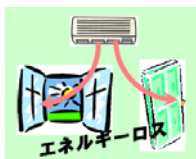


暖房運転時間を見直す

温室効果ガス削減のため、暖房運転時間の見直しが必要であれば、例年の運転時間の短縮を検討しましょう。



すきま風の進入カット



せっかくの暖房も、窓や扉が開いていると、冷たい空気が室内に入ってきますので、大きなエネルギーロスになります。
窓や扉を確実に閉めましょう。



ブラインド・カーテンの活用

日没後はブラインドやカーテンは閉めましょう。閉めることにより、外気温の影響を少なくします。



OA機器類・照明のこまめなスイッチオフ等

パソコン、プリンター等の機器類や照明等は長時間使用しない場合（昼休み等）は、スイッチを切りましょう。



冷房から暖房運転への切替え

空調機器の保守点検を実施し、不具合がある場合は改善措置が必要です。フィルターに粉塵が蓄積されている場合は、エネルギー効率が著しく低下します。フィルターの交換又は清掃が必要です。

※上記の内容は「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」から部分的に引用しました。手引きは保全業務支援システム(BIMMS-N)の保全技術情報等提供機能からダウンロードできるほか、国土交通省のホームページからもダウンロードできますのでご参照ください。

(<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>)

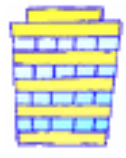
※営繕部では、国家機関の施設を対象に、手引きを用いた運用改善、省エネ改修による温室効果ガス削減量の算定等のアドバイスを実施していますので、詳しくは担当窓口までご連絡ください。

(担当窓口：九州地方整備局営繕部計画課 092-476-3535 (ダイヤルイン))



建物点検コーナー

(その1)



平成17年6月1日に建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律の一部が改正され、建築物等の敷地・構造、昇降機、建築設備について、定期点検が義務づけられました。

6月に開催した九州地区官庁施設保全連絡会議で、施設管理者の皆さんの関心が最も高かった「法定点検」を含む建物の点検について、シリーズで解説することとしました。

本号は、法定点検についてのおさらいと、エレベーターと手すりをクローズアップして解説します。

《法定点検について（おさらい）》



点検対象建築物は？



・官庁施設の場合、特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積が100㎡を超えるもの、事務所その他これに類する建築物で階数2以上又は延床面積が200㎡を超える建築物です。



点検周期は？



・敷地・構造は3年以内ごと、昇降機・建築設備は1年以内ごと。（平成17年6月1日以降から敷地・構造は3年以内まで、昇降機・建築設備は1年以内まで。（新築の場合は緩和規定あり））



点検する人は？



・1級又は2級建築士、国土交通大臣が定める資格者（特殊建築物等調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者）か、国の建築物等の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する者です。



点検の方法は？



・建築物点検マニュアルにより点検を実施し、点検チェックシート、同別紙に結果を記入のうえ、「点検結果の記録表（総括表）」に記録することをお勧めしています。

エ

レ

ベ

ー

タ

ー



クローズアップ

◆毎月点検が必要・・・エレベーターの点検根拠

エレベーターは、建築基準法第12条第4項により、資格者による点検が義務づけられており、点検周期は同法施行規則により1年以内ごとと定められています。また、人事院規則10-4、32条で、積載荷重が1トン以上のエレベーター及び積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーターの定期点検が義務づけられ、点検周期は、「人事院規則10-4の運用について」により、「一月につき少なくとも一回」とされています。

◆点検の方法は？

建築物点検マニュアルでは、巻上機、ロープ及びガイドレールに変形、損傷、さび、摩耗がないかを目視で確認すること、安全装置の作動不良がないかを作動確認することとされています。

ただし、これらは専門的技術を要する部分であるため、通常、保守業者等へのメンテナンス契約により定期点検が実施されています。



巻上機



ガイドレール

◆適切な保全のために

・点検の結果、不具合等が認められた場合、補修その他の適切な措置が必要です。

・日常の故障の有無を確認し、故障件数が多い場合は不具合等の原因の把握に努め、専門技術者による点検を行うなどの措置を講じ、同様の不具合等が繰り返し発生することのないよう努める必要があります。

・保守業者等を行う点検保守への立会い、点検部分の写真を提出してもらうなど、点検保守の状況確認に努める必要があります。

・点検保守や修繕履歴等の記録の管理を適切に行い、保守業者等に対し、点検保守に必要な情報提供を行う必要があります。

・無理な乗り込みなど、エレベーターの不適切な利用による不具合等の発生を防ぐために利用者に対する適切な使用方法の周知に努める必要があります。

手すり



クローズアップ



◆定期点検で転落事故を防止

手すりは、バルコニー、窓、階段、屋上等に設置されている落下防止を目的としたもので、その機能に問題がないかを日常的に点検し、転落事故を防止する必要があります。



てすり子の腐食状況

◆適切な保全のために

建築物点検マニュアルでは、手すりに著しい腐食や変形、ぐらつきがないかを目視及び触手により点検することとされています。

点検の結果、不具合等が認められた場合には、早急に適切な落下防止対策等の措置を講じる必要があります。

写真のように腐食が発生した場合は、劣化が進行しないように、錆を落として、さび止め処理のうえ塗装を行うなどの措置が必要です。

保全業務支援システムで

あなたの施設を自己診断 省エネ等に活用を

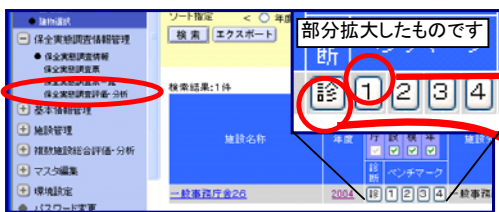


平成18年6月から8月にかけて、保全業務支援システムを利用した保全実態調査にご協力いただき大変ありがとうございました。おかげさまで、九州管内では、ほぼ100%、データ入力完了しました。現在、データの精査を行っている最中ですが、全国的に11月末にデータが確定し、12月から、今年、皆さんが入力したデータを基にした「評価・分析機能」が使用いただける予定です(11月までは、2005年以前のデータで使用できます。)

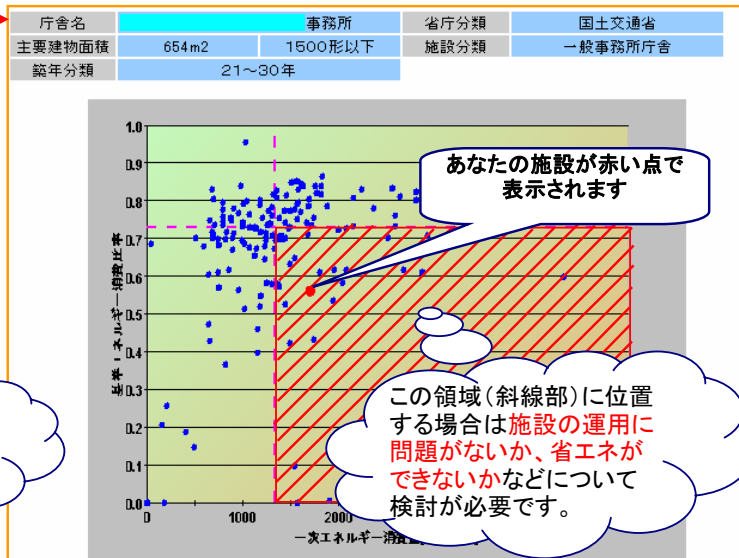
使用方法ですが、保全業務支援システムにログインし、保全実態調査情報管理の保全実態調査評価・分析をクリック、施設を検索後、「診」ボタン、「1~4」ベンチマークボタンを押すことにより、分析が可能となります。

是非、「評価・分析機能」で自らの施設の自己評価を行い、保全状況の改善やエネルギー消費量の改善等にお役立てください。

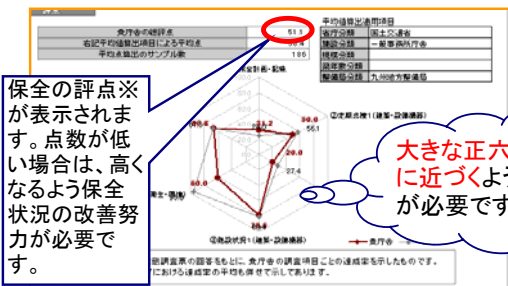
「保全実態調査評価・分析機能」で



あなたの施設のエネルギー使用量が ベンチマーク分析シートで確認できます



あなたの施設の保全状況診断書が 出力されます



※保全の評点の算出方法は、「国家機関の建築物等の保全の現況」(H18.5国土交通大臣官房官庁営繕部)の20ページをご参照ください。国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/14/140522.html>)でダウンロードできます。

お気軽に
ご相談ください

公共建築相談窓口

九州地方整備局では、本局保全指導・監督室及び各営繕事務所に「公共建築相談窓口」を設置しています。

「公共建築相談窓口」は、営繕事業及び営繕行政の的確な推進に向けて、国家機関、地方公共団体、独立行政法人の皆さんとの情報交換、情報共有といった地域との連携の窓口として、官庁営繕行政に関わる相談窓口として設置されています。

具体的には、

- ▼施設整備のための各種基準類
- ▼シビックコア地区整備制度
- ▼保全業務
- ▼設計者選定（設計プロポーザル等）



★九州地方整備局営繕部は、
福岡第2合同庁舎の10階に
移転しました。★

等の公共建築に関する幅広い相談に応じるものとして、積極的に活用していただくことを期待していますので、どうぞ、お気軽にご相談ください。

九州地方整備局営繕部は、福岡第1合同庁舎新館の完成に伴う福岡第2合同庁舎の使用調整により、10月23日に、福岡第2合同庁舎の9階から10階へ移転しました。

■問い合わせ先

営繕部 保全指導・監督室	[電話番号092-476-3539]
長崎営繕事務所 技術課	[電話番号095-861-5251]
熊本営繕事務所 技術課	[電話番号096-366-2200]
鹿児島営繕事務所 技術課	[電話番号099-222-5188]

～営繕事務所だより(2)～

熊本営繕事務所



熊本第2合同庁舎外観

《前号より地域の国家機関の皆様を支援する九州地方整備局の営繕事務所（長崎、熊本、鹿児島）からの情報を紹介しています。第2回目の今回は「熊本営繕事務所」です。》

熊本営繕事務所は、熊本駅より北東に約4kmの熊本第2合同庁舎に入居しています。職員数は13名で技術職（9名）・事務職（4名）の事務所です。管轄地域は、熊本県全域（14市10郡）、大分県全域（14市3郡）を担当しています。地域内の国家機関の官署数（平成18年4月現在）は、第1次出先機関4官署を含め熊本県内117官署、大分県内82官署、合計199官署となっております。熊本営繕事務所では、官庁施設の建設及び改修工事の発注及び工事監理、また、それに伴う予算要求についてのお手伝い、並びに施設のメンテナンスについての相談や指導を行い、施設の保全にも努めています。

施設の不具合やメンテナンスなどでお困り等ありましたら、下記相談窓口にお気軽にご相談ください。



H18保全連絡会議（熊本）

【相談窓口】九州地方整備局 熊本営繕事務所 技術課

TEL/FAX : 096-366-2200/096-366-2201 e-mail : kumaei@qsr.mlit.go.jp

事務局

九州地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全指導係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3539
FAX 092-476-3488
Eメールアドレス hozen@qsr.mlit.go.jp

長崎営繕事務所 技術課 TEL 095-861-5251

〒852-8024 長崎市花園町26-11

熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-366-2200

〒862-0971 熊本市大江3-1-53

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21